

京都市告示第542号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年1月8日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
渋谷山科停車場線	山科区安朱中小路町5番地の18地先から	旧	メートル 2.60	メートル 22.00 ~ 41.70
	同町5番地の17地先まで	新	12.70	7.22 ~ 41.70
小野山科停車場線	山科区安朱中小路町5番地の18地先から	旧	2.60	22.00 ~ 41.70
	同町5番地の17地先まで	新	12.70	7.22 ~ 41.70

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
醍醐道	東山区今熊野池田町66番地の2地先から	旧	メートル 35.70	メートル 5.20 ~ 6.95
	同町8番地の18地先まで	新	35.70	6.01 ~ 9.60

今熊野経28号線	東山区今熊野池田町8番地の18地先から	旧	21.20	3.30 ~ 3.55
	同町8番地の26地先まで	新	20.70	3.64 ~ 4.70
深草経197号線	伏見区深草西川原町1番地の1地先から	旧	263.00	7.50 ~ 15.00
	同町20番地地先まで	新	260.50	7.51 ~ 23.46

(建設局土木管理部道路明示課)